

馴馬台地域コミュニティニュース

現在進行中！

馴馬台小学校区における「地域コミュニティ」の形成に向けて

私たちの住む馴馬台地区は、平台・小柴地区のニュータウン地区と馴馬町から成り立っております。馴馬町内では、歴史や文化を継承したお祭りが今も行われております。このような中、以前は当たり前だった地域のつながりが希薄になりつつあると共に、少子高齢化が進む中、安全・安心に暮らすために解決しなければならない様々な課題があります。

地域住民同士のつながりが必要となる代表的な例では、地震による大規模災害が挙げられます。行政による救済活動に限界がある一方で、住民の手で多くの被災者が救助されたことが教訓となり、地域の力が大切であるという認識が生まれました。大規模災害時に代表されるように、個人や行政の対応だけでは限界があることから、地域に住む私たち住民の力が真に求められています。

馴馬台小学校区においては、地域コミュニティの設立について具体的検討を進めるため、平成29年8月より、「馴馬台地域コミュニティ設立準備会」を設置し、平成30年6月頃の立ち上げを目指して、現在協議を進めています。



1. 設立準備会の開催状況

馴馬台地区のコミュニティセンター活動推進協議会や住民自治組織、防犯連絡員、民生委員児童委員、小学校PTAが集まり、下表のとおり話し合いを進めてきました。これまで6回の話し合いを行い、組織等の案がまとまりましたので、報告します。



*** 準備会の様子 ***

【開催状況】

	日 時	内 容
第1回	平成29年8月5日	委員の選出、準備会会則
第2回	平成29年9月2日	スケジュール、設立準備会予算案、馴馬台地区の課題、地域活動状況、地域コミュニティ補助金
第3回	平成29年10月15日	地域活動状況調査結果、住民自治組織への応援金、設置する部や委員会の検討、組織名称の検討
第4回	平成29年11月19日	住民自治組織連絡協議会及び自主防災組織連絡協議会、組織・規約について
第5回	平成30年1月20日	組織、役員名簿、規約、事業計画、収支予算、住民への周知について
第6回	平成30年2月25日	スケジュール、総会承認、馴馬台地域コミュニティニュース、組織名称、各委員会委員の割振りについて

2. 馴馬台地域コミュニティ設立準備会委員

氏 名	役 職	備考（H30.2月現在）
田 島 俊 二	会 長	活動推進協議会会長
金剛寺 英 雄	副会長	活動推進協議会副会長
大 澤 理	副会長	活動推進協議会副会長 ステラ壱番街自治会長
百 瀬 久 男	事務局長	コミュニティセンター長
平 野 照 子	監 事	活動推進協議会幹事（書記）
出 津 達 男	監 事	活動推進協議会相談役 防犯連絡員
平 根 浩	委 員	馴馬町上宿区長
増 尾 博	委 員	馴馬町下宿区長
黒 須 洋 一	委 員	馴馬町横田区長
杉 田 憲 三	委 員	馴馬町水表区長
石 川 和 人	委 員	馴馬町南区長

氏 名	役 職	備考（H30.2月現在）
松 田 忠	委 員	稲荷新田区長
天 辰 信 秀	委 員	小柴二丁目自治会長
田 村 康 永	委 員	小柴3丁目自治会長
石 岡 修 三	委 員	平台1丁目自治会長
加 藤 英 昭	委 員	龍ヶ崎市平台二丁目自治会長
岩 田 俊市郎	委 員	平台3丁目自治会長
中 村 友 則	委 員	平台4丁目自治会長
柴 崎 喜久雄	委 員	平台五丁目自治会長
石 嶋 照 幸	委 員	馴馬台小PTA会長
池 田 由 枝	委 員	民生委員児童委員
宮 本 直 弥	委 員	会長推薦（馴馬町上宿区）

～安全・安心で住みよいまちづくりへの第一歩～

馴馬台地域コミュニティ設立準備会

馴馬台コミュニティセンター活動推進協議会

会長 田島 俊二

馴馬台地域では、全住民自治組織 14 地区の承認を受け、「中核的な地域コミュニティ（以下、「地域コミュニティ」と言う。）」の設立に向けての話し合いの場を作ろうという運びになり、平成 29 年 8 月、「馴馬台地域コミュニティ設立準備会（以下「準備会」と言う。）」が設置されました。

現在、準備会において「コミュニティセンター活動推進協議会」から「地域コミュニティ」への組織の再編に向けた話し合いを行っています。この度、新たな組織や規約などの案がまとまりましたので、「準備会のまとめ」として協議結果を地域の皆さまにご報告します。

準備会においては、地域コミュニティへの移行する前提として、

①各住民自治組織（区や自治会）の負担が増加しないこと

②地域情報の共有化や住民の連携協力の輪が拡大すること

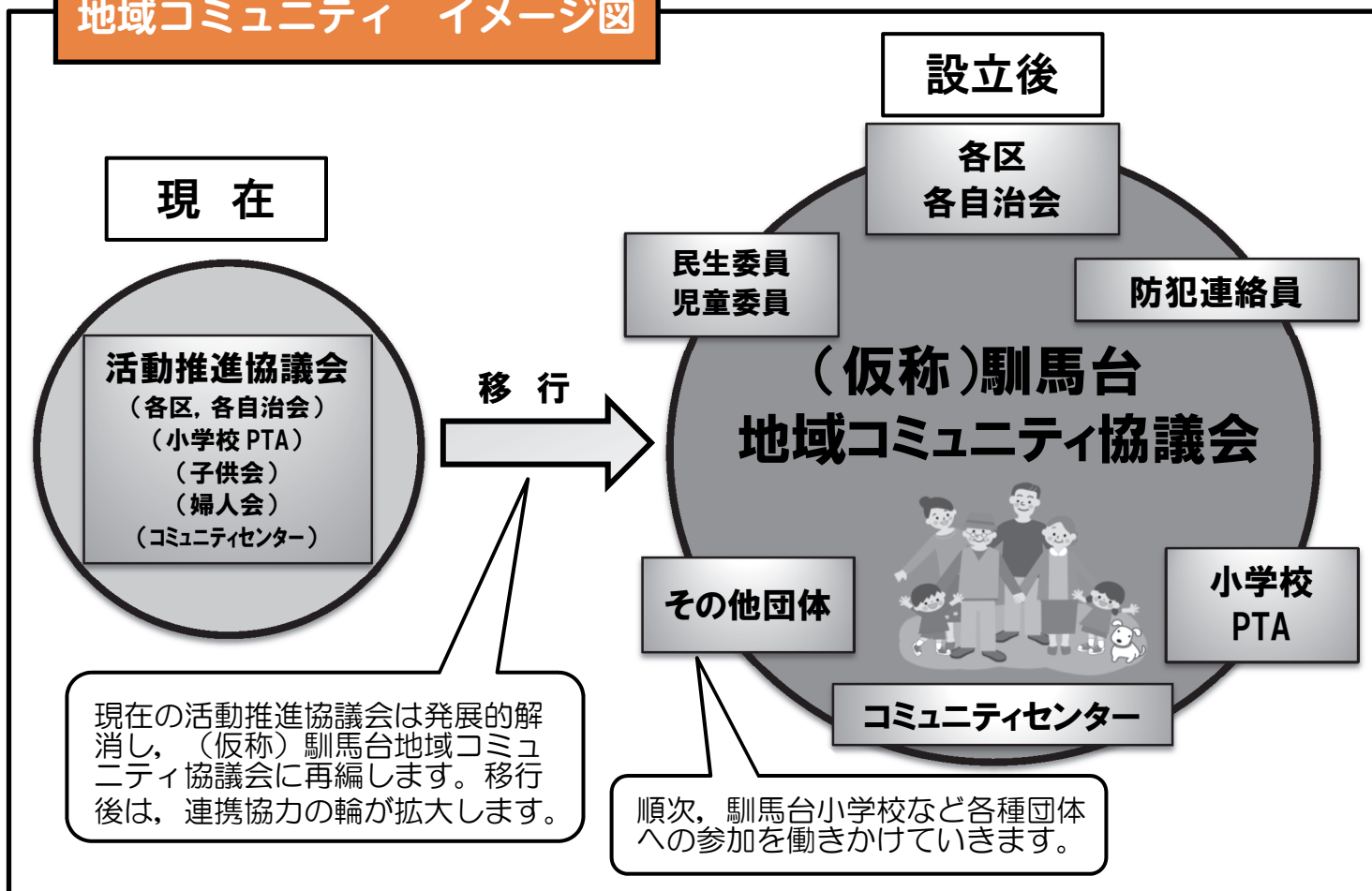
の 2 つをコンセプトに、これまで 6 回にわたる話し合いを行ってきました。

当地域においても、猛スピードで進む人口の高齢化などにより今後は、地域の力が弱くなっていくことが予測されます。こうした状況を憂慮する各委員の想いが募り、準備会は回を重ねるごとに地域コミュニティの必要性が膨らみ、熱が入った話し合いの場となっています。

今後は、準備会での協議結果（「準備会のまとめ」）を 14 地区の住民自治組織にお示しし、各地区で行う総会などでご承認をいただくことが準備会にとって最大の課題となります。ぜひ、ご賛同ご承認いただくようお願いいたします。

私も準備会委員一同、今後とも「安全・安心で住みよいまちづくり」のため、なお一層努力してまいります。引き続き皆さまのご支援・ご協力をお願いいたします。

地域コミュニティ イメージ図



Q.1 なぜ、中核的な地域コミュニティが必要なのですか？



A. 現在、私たちの身の周りでは、以前では当たり前のようにあった、地域における人と人とのつながりが希薄になりつつある一方、少子高齢化が進行し、安全安心に暮らすために解決しなければならない様々な課題が山積しています。

これらの課題解決に向けては、行政主体の対応だけでは限界があり、地域に住む住民の皆さんの力が真に求められています。

そのため、市では市内13のコミュニティセンターを活動拠点とする中核的な地域コミュニティの形成を主要施策の1つに掲げており、住民自治組織などを中心に地域で活動する各種団体などが地域における情報や課題を共有しながら、連携協力する組織づくりを目指しています。

中核的な地域コミュニティの必要性については、下記の例が挙げられます。

●阪神淡路大震災の教訓と地域のつながり

地域の住民同士のつながりが特に注目されたのは、平成7年1月に発災した阪神淡路大震災においての取り組みが契機となりました。行政による救助活動に限界があることが明らかになる一方で、住民の手で多くの被災者が救助されたことが教訓となり、災害時に限らず防犯や福祉などの日常の地域課題の解決にも、住民をはじめとする地域の力が大切であるという認識が生まれました。

しかし、日常生活における地域社会に目を転じると、人と人とのつながりや連帯感、支え合い・助け合いの意識が希薄化しているのが現実と言えます。人口減少社会を迎え、一層の少子高齢化が進む我が国では、無縁社会を象徴する高齢者の孤独死や若者の引きこもりなど、社会的な孤立が問題化しています。

●個別化・多様化する市民ニーズと厳しさを増す財政状況

社会環境の変化、ライフスタイル・価値観の変化から行政に対する市民ニーズは個別化・多様化しています。しかし、従来のサービスに加え、新たに求められるニーズに対しては行政だけで対応していくことはもとより、財政状況は今後においても厳しい状況にあります。

●中核的な地域コミュニティへの期待

公共サービスは、これまで専ら行政により提供されるものと考えられてきました。しかし、市民のニーズの個別化・多様化により、提供に限りがある行政からのサービスとの間に隙間（ズレ）が生じてきています。

この隙間（ズレ）の部分に、行政が一定の関わりを持ちつつも、住民自治組織を中心とする地域コミュニティが提供主体となることで、従来のやり方では対応できなくなった公共サービスを提供していく「新しい公共」（いわゆる中核的な地域コミュニティ）の取り組みとして考えられています。

Q.2 住民自治組織（区や自治会）への負担が増えることになりませんか？

A. 駒馬台地域コミュニティ設立準備会においては、現在の「活動推進協議会」の事業・予算等をほぼ同じ形で「（仮称）駒馬台地域コミュニティ協議会」に移行することにしており、負担が増えることはありません。しかし、設立した初期段階では、住民自治組織をはじめ、地域で活動するさまざまな団体が、地域の課題等の情報の共有化を図るための委員会を設置することになるので、話し合う機会が多くなることが想定されます。

※設立後には、地域担当職員（市から5人の職員）が多方面から協議会の運営支援をしてくれます（詳細はQ4に記載しております）。

Q.3 (仮称) 駒馬台地域コミュニティ協議会の立ち上げに伴い、区や自治会、コミュニティセンター活動推進協議会などの活動はどうなりますか？

A. (仮称) 駒馬台地域コミュニティ協議会が立ち上がった場合でも・・・

①区や自治会の活動は、これまで同様に継続します。

②コミュニティセンター活動推進協議会の組織は、(仮称) 駒馬台地域コミュニティ協議会に再編されますが、「各種講座、コミセンまつり、歩け歩け大会、輪投げ大会、防災訓練など」の活動内容は変わらず引き継がれます。

地域コミュニティは区や自治会町内会などの住民自治組織や、各種団体の枠組みを超えて、情報交換や協力を行うことにより、各種団体等の「点の活動」を地域全体の「面の活動」にする役割を担うものです。

(仮称) 駒馬台地域コミュニティ協議会設立後も、団体や個人の活動は、継続していくようになります。今までは、別々の団体が同じような活動をしていることも多々ありましたが、他の団体と一緒に活動すれば、

- ・手間もお金も今までより少なくなるかも！
- ・ひとつの活動を協働でやりとげることで、一体感が生まれるかも！

しれません。(仮称) 駒馬台地域コミュニティ協議会では、区や自治会単位で行った方がよい活動は、これまで同様各区や自治会で活動を続けていただき、小学校区単位で活動した方がよい場合は、小学校区単位で取り組んでいく地域活動の仕組みづくりを進めていきます。

Q.4 地域コミュニティの活動に対してどのような支援があるのですか？

A. (仮称) 駒馬台地域コミュニティ協議会が設立されると次のような支援があります。

①(仮称) 駒馬台地域コミュニティ協議会に対して補助金が交付されます。

現在の地域づくり補助金(申請に基づき、住民自治組織へ交付)、活動推進協議会補助金、コミュニティセンター講座講師謝礼を廃止し、これらを再編して、駒馬台地区全体に対して補助金が交付されます。

②地域担当職員が配置されます。

地域担当職員は、龍ヶ崎市役所の課長級職員1名がサポーター長として、課長補佐級職員1名が副サポーター長として、一般職員3名程度がサポーターとして配置されます。

なお、地域担当職員はコミュニティセンターに常駐するものではありません。

地域担当職員って何をしてくれる方ですか？

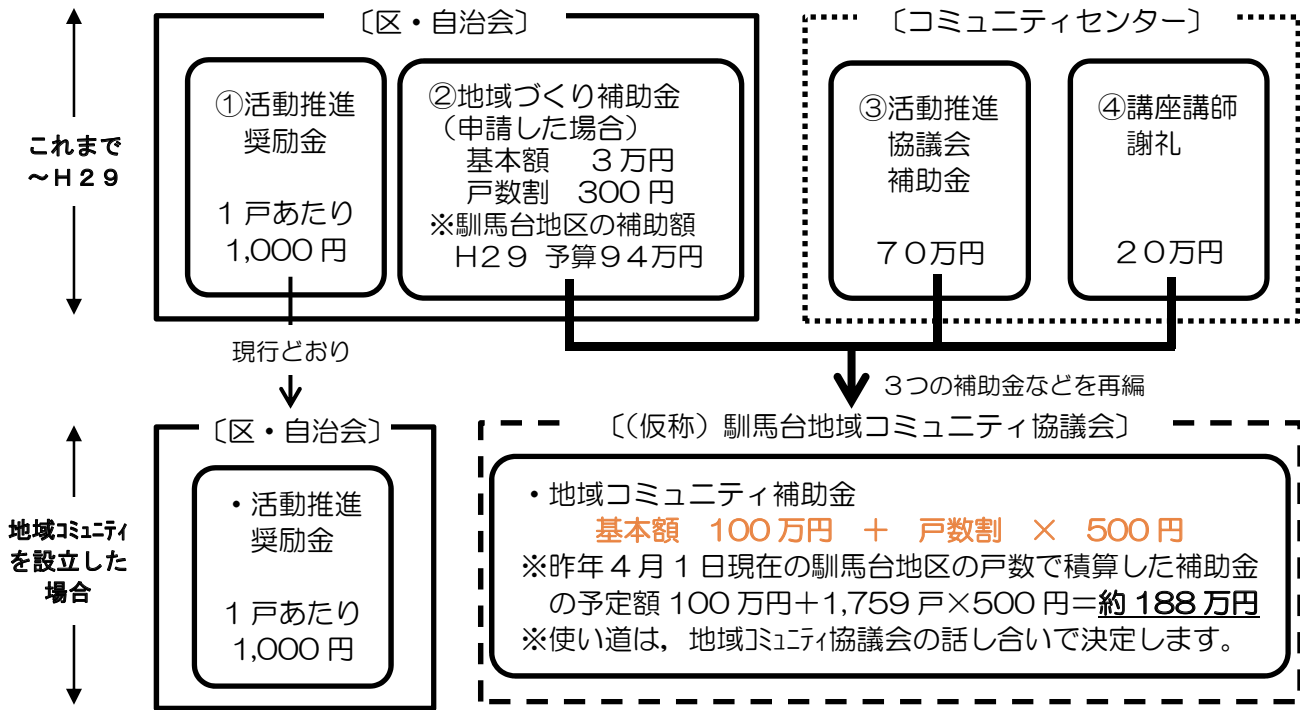
協議会と龍ヶ崎市が対等の立場で地域コミュニティの活動を推進する仕組みとして、龍ヶ崎市役所より地域担当職員が配置されます。

地域担当職員は、協議会の会合に参加し、地域の実情やニーズを把握しながら、地域と市役所関係課とのパイプ役となって、地域課題を解決するために協力や提案を行います。また、協議会が活動するために必要な行政情報を提供します。

龍ヶ崎市から（仮称）馴馬台地域コミュニティ協議会へ交付される補助金などの流れ

地域コミュニティ協議会を設立した場合、これまで各区や自治会へ交付された「②地域づくり補助金」とコミュニティセンターへの予算（「③活動推進協議会補助金」及び「④講座講師謝礼」）が廃止され、地域コミュニティ協議会へ地域コミュニティ補助金が交付されるように市の補助制度が変わります。

地域コミュニティ補助金の使い道は、地域コミュニティ協議会内での話し合いにより決定されますが、地域の課題解決につながる事業など、コミュニティ活動に必要な経費に充当することができます。



※ 地域コミュニティが設立されていない場合、②地域づくり補助金は、平成31年度までとなります。

（仮称）馴馬台地域コミュニティ協議会収支予算（案）

収入の部

区 分	予算額	備 考
市補助金	2,079,500円	基本額 100万円 + 戸数割 @500 × 1,759戸 + 設立加算金 20万円
協力金	170,000円	@100 × 1,700戸
売上、参加費	181,500円	売上 120,000円, 参加費 61,500円
雑収入	1,000円	預金利子など
計	2,432,000円	

支出の部

区 分	予算額	備 考
総務広報委員会	665,000円	コミセンまつり 360,000円, 各種講座 200,000円 広報誌発行 30,000円, 視察研修 75,000円
文化体育委員会	209,000円	輪投げ大会 79,000円, ふれあい学習 130,000円
防犯防災委員会	60,000円	防災訓練 50,000円, 防犯講習会 10,000円
福祉環境委員会	63,000円	健康・福祉講習会 5,000円, 歩け歩け大会 46,000円 コミセン年末大掃除 12,000円
地域連絡委員会	947,700円	住民自治組織活動応援金 基本額 30,000円 × 14組織 + 戸数割 @300 × 1,759戸 = 947,700円
事務費	290,000円	通信運搬費などの事務経費
予備費	197,300円	
計	2,432,000円	

※市補助金などは、H29.4.1現在の馴馬台地区の戸数に基づいて試算した額です。

※設立加算金については、コミュニティ協議会設立後、3年間で50万円を限度とする補助金です。

平成30年度は、20万円を収支予算に計上します。

(仮称) 駒馬台地域コミュニティ協議会規約 (案)

(名称及び事務局)

第1条 本会は、(仮称) 駒馬台地域コミュニティ協議会 (以下「協議会」という。) と称し、事務局を龍ヶ崎市駒馬台コミュニティセンター (以下「コミュニティセンター」という。) 内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、駒馬台地区の住民相互の理解と連携を深め、コミュニティ活動の活性化を図るとともに、駒馬台地区共通の課題を解決するため、自主的及び主体的に地域活動を行うことによって、明るく住みよい地域社会を構築することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 住民の地域交流、講座、地域の広報誌に関する事。
- (2) 生涯学習の推進及び住民相互の交流・親睦に関する事。
- (3) 安全・安心なまちづくりに関する事。
- (4) 住民の健康増進及び地域福祉の推進に関する事。
- (5) 住民自治組織の活動の支援、地域情報の共有化に関する事。
- (6) その他協議会の目的達成に必要と認められる事。

(構成)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者のうち、第2条に規定する目的に賛同する別表に掲げる者 (以下「委員」という。) をもって構成する。

- (1) 地域の住民自治組織の代表者
- (2) 地域に活動の拠点を置く各種団体、行政委員及び行政機関の代表者
- (3) 前2号に掲げる者が推薦する者
- (4) その他役員会の承認を得た者

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 幹事 各委員会の委員長、副委員長、その他会長・役員会で推薦した者等
- (5) 監事 2名
- (6) 事務局長 1名

2 役員は、総会において委員の互選により選出する。

(役員の任務)

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 委員長は、第13条に規定する委員会を総括する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその任務を代行する。
- (5) 会計は、協議会の会計業務を行う。
- (6) 幹事は、協議会の運営及び調整を行う。
- (7) 監事は、協議会の会計を監査する。
- (8) 事務局長は、第15条に規定する事務局を総括する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

(総会)

第9条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- (1) 定期総会は、年1回開催する。
- (2) 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は委員の3分の2以上から請求があったときに開催する。

2 総会は、第4条に規定する委員をもって構成し、会長が招集する。

3 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 総会の決議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会の議長は、会長とする。

(総会の決議事項)

第10条 総会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 役員の選出に関する事項
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項

(役員会)

第11条 役員会は、第5条に規定する役員をもって構成する。

2 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。

3 役員会の決議は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 役員会の議長は、会長とする。

(役員会の決議事項)

第12条 役員会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 事業の企画及び運営に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

(委員会)

第13条 第3条に規定する事業を実施するため、協議会に次の委員会を置く。

- (1) 総務広報委員会
- (2) 文化体育委員会
- (3) 防犯防災委員会
- (4) 福祉環境委員会
- (5) 地域連絡委員会

2 委員会は、第4条に規定する委員をもって構成する。

3 委員会に委員長、副委員長及び広報担当者を置く。

4 委員会は、当該委員会の委員長が招集する。

5 委員会は、当該委員会に属する地域課題を解決するため、各種事業を実施する。

(実行委員会)

第14条 第3条に規定する事業を円滑に実施するため、協議会に実行委員会を置くことができる。

(事務局)

第15条 協議会に事務局を置く。

2 事務局は、コミュニティセンター職員をもって構成する。

3 事務局は、協議会の連絡、調整及びその他の事務を行う。

(経費)

第16条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(情報公開)

第18条 協議会の会計内容等は、原則として公開する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会の決議を経て会長が別に定める。

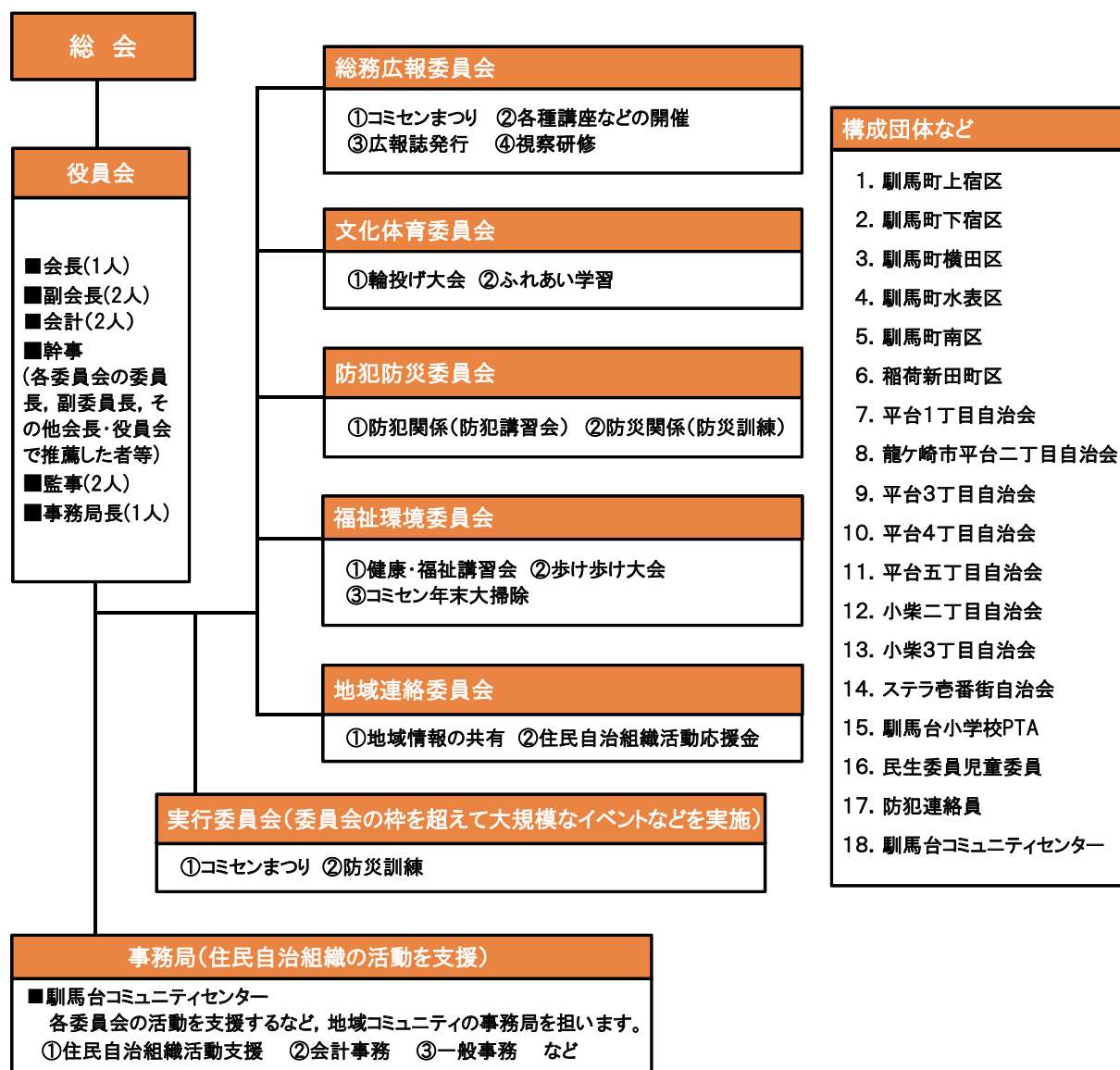
付 則

この規約は、平成30年〇月〇日から施行する。

別表(第4条関係)

(仮称) 馴馬台地域コミュニティ協議会構成団体等			
馴馬町上宿区	馴馬町下宿区	馴馬町横田区	馴馬町水表区
馴馬町南区	稻荷新田町区	平台1丁目自治会	龍ヶ崎市平台二丁目自治会
平台3丁目自治会	平台4丁目自治会	平台五丁目自治会	小柴二丁目自治会
小柴3丁目自治会	ステラ壺番街自治会	馴馬台小学校 PTA	民生委員児童委員
防犯連絡員	馴馬台コミュニティセンター		

(仮称) 馴馬台地域コミュニティ協議会 組織図 (案)



※上記委員会などは、「各団体の代表者」や「代表者の推薦する者」で構成します。

※各委員会は、必要な時は、協力し合いながら事業を行っていきます。

※各委員会に広報担当者を置きます。広報担当者は広報誌に掲載する記事や写真を総務広報委員会へ提供します。

●組織名称の募集について

馴馬台地域コミュニティ設立準備会では、将来に渡って地域の中核となるよう、未来を担う子供たち(馴馬台小学校児童及びその保護者)から組織名称を募集することになりました。地域コミュニティが設立した際には、新たな名称についても、皆さんにご報告いたします。

〔編集・発行〕

馴馬台地域コミュニティ設立準備会

馴馬台コミュニティセンター活動推進協議会

会長 田島 俊二

(市担当課 市民協働課 コミュニティ推進グループ)